

米に関するマンスリーレポート(北陸版)

(令和8年9月号)

令和8/9年の主食用米等の需給見通しについて

令和8年9月2日に食糧部会が開催され、令和8/9年産の主食用米等の需給見通しが変わりました。8月31日に公表された令和8年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の平均比見込み及び、今回の政府備蓄米の買戻し(21万玄米トン)を踏まえ、令和9年6月末民間在庫は246~283万玄米トンと試算されました。

【令和8/9年の主食用米等の需給見通し】

万玄米トン

今回の政府備蓄米の
買戻し(21万玄米トン)を
踏まえた需給見通し

令和 8 / 9 年	令和8年6月末民間在庫量	H	243	243
	令和8年産主食用米等生産量	I	最小値 中央値 最大値 735~745~754	最小値 中央値 最大値 735~745~754
	令和8/9年主食用米等供給量 計	J=H+I	978~988~997	978~988~997
	令和8/9年主食用米等需要量	K	693~711	693~711
	政府備蓄米の買戻し	L	-	21
	令和9年6月末民間在庫量	M= J-K-L	267~285~304	246~264~283

●令和8年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の平均比見込み

8年産水稻の10a当たり収量の平均比見込み		都道府県数
上回る	(対平均比 106%以上)	0
やや上回る	(対平均比 105%~102%)	24
平均並み	(対平均比 101%~ 99%)	19
やや下回る	(対平均比 98%~ 95%)	3
下回る	(対平均比 94%以下)	0

●政府備蓄米の売渡しに係る備蓄水準の回復について

政府備蓄米は食糧安全保障の観点から、適正水準への回復を進めていきます。政府備蓄米の売渡しに係る備蓄水準の回復は、供給不足になる状況を避けつつ、適正水準に向けて着実に回復を図る観点から、今後、計画的に実施します。

また、急激な需給変動を避け、政府備蓄米の年産構成の適正化を図る観点を踏まえ令和7年産米21万玄米トンの買戻しを進めるとともに、引き続き、今後の需給状況等を見定めた上で対応してまいります。

買戻しの方法

随意契約（一般競争入札により買戻し条件付きで売渡しした政府備蓄米の買受者の中から、見積合せにより契約相手を決定）

開始時期

令和8年9月初旬公示
(予定)

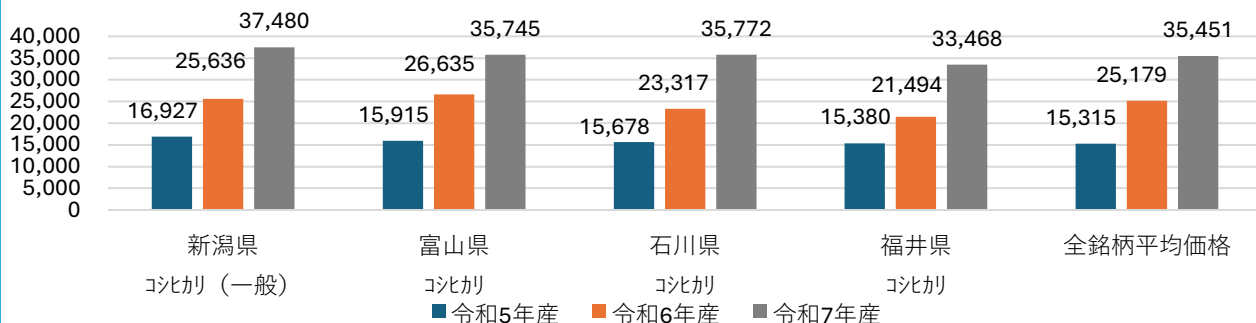
今回の買戻しにおける 対象米穀・数量

対象米穀：国内産米穀（水
稲うるち玄米
（1~3等））
対象数量・年産：7年産米
21万玄米トン

1 米の相対取引価格

令和7年産は出回りから令和8年7月までの平均価格、令和6年産及び令和5年産は出回りから翌年10月までの平均価格

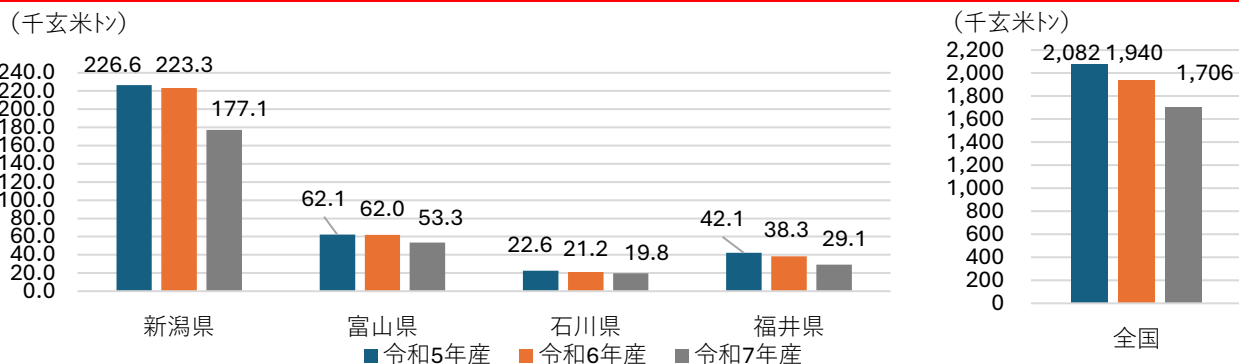
(円/玄米60kg税込)



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
 3 価格に含まれる消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
 4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
 5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口取引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
 また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
 6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（7年産は速報値）。
 7 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
 8 令和6年産米の令和7年3月以降の取引は政府備蓄米を含む。

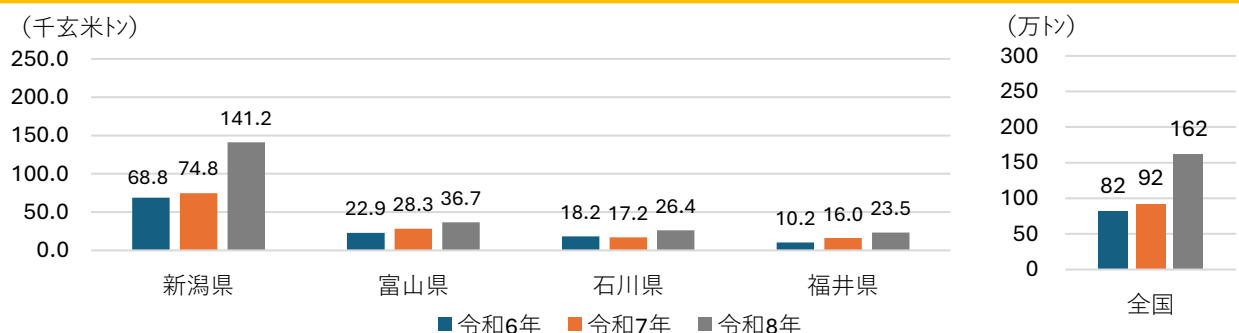
2 米の産地別販売状況（7月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
 2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
 3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 売り渡した政府備蓄米の数量を含む。

3 産地別民間在庫の推移（7月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
 2 出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）である。
 3 販売段階は、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
 4 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
 5 令和7年3月以降には、売り渡した政府備蓄米（入札及び随意契約による売渡し分）の数量を含む。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>



農林水産省 北陸農政局